

19.02.07 中機財第 号  
平成 31 年 2 月 7 日

入札説明書（一般競争 最低価格）

件名 平成 31 年度書類等運送業務（メール便）

平成 31 年 2 月 25 日  
財務部 調達・管理課

## 入札説明書（一般競争 最低価格）

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の「平成 31 年度書類等運送業務（メール便）」に係る入札公告（平成 31 年 2 月 25 日付け官報公告）の入札については、関係法令並びに中小企業基盤整備機構会計規程（以下、「会計規程」という。）及び中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下、「契約要領」という。）並びに政府調達事務取扱要領（以下「政府調達要領」という。）及び中小企業基盤整備機構競争契約入札心得（以下、「入札心得」という。）に基づくもののほか、下記に定めるところによる。（なお、諸規程を閲覧できるアドレスはこの説明書の最後に示す）

### 記

#### 1. 調達内容

##### (1) 件名

「平成 31 年度書類等運送業務（メール便）」

##### (2) 役務の特質等

仕様書のとおり

##### (3) 履行期間

契約締結日から平成 32 年 5 月 31 日まで

##### (4) 入札方法

入札金額は、仕様書に基づく総価とし、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札をする者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

#### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下「要領」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に該当する者ではないこと。

※要領については機構 HP の

<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html> を参照。

(2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程 2 2 第 3 7 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。

(3) 中小企業基盤整備機構平成 29・30・31 年度競争参加資格審査において、「役務の提供等：運送（3310）」に登録された者で、ランク「A」の等級に格付けされている者であること。

なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者で「A」又は「B」の等級に格付けされた者は、その資格をもってこの競争に参加できるものとする。

##### イ. 申請場所

〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル7階

独立行政法人中小企業基盤整備機構財務部調達・管理課

電話:03-5470-1507FAX:03-5470-1512

##### ロ. 申請書類

書類は、中小企業基盤整備機構平成29年・30年・31年度競争参加資格審査申請書提出要領に基づき作成すること。

なお、必要書類等については、機構HP※「機構について／事業情報・報告／入札・契約情報／競争参加資格審査提出要領及び資格申請書(物品製造等)」の頁より入手すること。※機構HP

(<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/qualification/index.html>)

#### ハ. 受領期限

平成31年4月8日（月）12時00分(必着)

※申請書提出後、上記資格等級が判別されるまでの期間は「資格有り」とみなすので、受領期限までに手続きを行うこと。ただし、その後の審査において資格等級が合致しない結果となった場合については、その段階で「資格なし」となる。

- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条に定める一般貨物自動車運送事業者であること。
- (5) 運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けている一般貨物自動車運送事業者であること。
- (6) 業務上知り得た情報の関係部署外への漏洩を防止するための社内規定・社内体制などの情報管理体制が整備されていること。なお、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)より指定されたプライバシーマーク認定付与指定機関により認定され、「プライバシーマーク」の使用許諾を得ている、又は、情報セキュリティに関して、ISMS 認証、ISO/IEC27001 認証 JISQ27001 認証、BS7799 認証のいずれかを有している場合は、上記の要件に換えることができる。
- (7) グリーン購入法における環境物品等の調達に関する基本方針「輸配送」の判断基準を満たしていること。
- (8) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者、または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。

### 3. 参加資格申請書の提出について

入札に参加しようとする者は、上記2.（1）から（8）までの条件をすべて満たすことを証明する資料として、証明書類（様式1、様式2）を、平成31年4月8日（月）12時00分（必着）までに、6.（1）へ提出すること。

### 4. 入札説明会の開催、仕様書等の交付

この入札説明書、仕様書等に係る説明会については、次のとおり開催する。

日時：平成31年3月6日（水） 14時00分

場所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル 中小企業基盤整備機構 2階2L会議室

入札説明会に出席を希望する者は、平成31年3月5日（火）17時00分までに、下記6.

（1）の場所に FAX 又はメール（会社名及び出席者明記のうえ形式自由）により申請すること。

なお、必ず電話にて FAX 又はメールの着信確認を行うこと。

仕様書、入札書作成要領は、入札説明会にて配布する。入札説明会に出席できない者は、返信用の切手（400円）を貼付した封筒（角0相当）を同封の上、請求すること。なお、仕様書は入札終了後、返却のこと。

### 5. 仕様等に関する照会

仕様書等の中で疑義等がある場合には、様式3の質問書（A4縦 競争参加資格申請済の使用印鑑届出印の押印された文書とする。）を作成し、平成31年4月3日（水）12時00分ま

でに、提出すること。なお、質問書は直接持参したもの及び書留郵便にて郵送されたものについてのみ回答する。電話及びFAXでの質問については一切回答しない。

質問のない場合については、質問書の提出は不要である。

提出先：6.（1）に同じ。

回答は、平成31年4月5日（金）に、6.（1）において掲示する。

ただし、メールアドレスの提示があった者については、併せてメールにて回答する。

## 6. 入札書の提出方法及び開札に立ち会う者に関する事項

入札者は、**初度の入札書**を直接又は書留郵便で提出しなければならない。

なお、代理人をして入札書の提出並びに開札の立会いをさせるときは、様式4の委任状を提出しなければならない。

委任状の代表者印については、記入例2のとおり当機構へ競争参加資格申請を行った際に使用した代表者印によるものとし、複委任状、使用印鑑変更届等の提出がない異なる代表者印で押印されたものについては、その委任状、入札書が全て無効（失格）となるので注意すること。

### ・入札書

様式：機構の指定する入札書（様式5）とする。

初度入札の入札書は内訳書及び単価表をあわせて封入し、入札件名、会社名、代表者名、代理人指名並びに連絡先を標記すること（記入例4を参照）

郵送にあたっては、入札書在中の封筒を郵便封筒に封入し、「入札書在中」と記入し、配達記録郵便または書留郵便によること。

なお、持参の場合を除き宅配便等郵送以外の送付方法で提出した入札書及び受領期限を遅延して提出した入札書、密封・封緘していない入札書は、その理由いかんを問わず無効とする。

提出物については、返却しないものとし、書類作成に要する費用は入札者の負担とする。

入札書を直接持参する場合については、6（1）へ提出すること。

入札書の作成方法については、入札説明会で配布する「入札書作成要領」によること。

### （初度の入札書の提出）

#### （1）提出場所

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1（虎ノ門37森ビル）

独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 調達・管理課

「平成31年度書類等運送業務（宅配便）」入札担当 伊東（アドレス [itou-n@smrj.go.jp](mailto:itou-n@smrj.go.jp)） 電話 03-5470-1507 / FAX 03-5470-1512

#### （2）受領期限

入札書の受領期限 平成31年4月8日（月）から4月15日（月）まで  
12:00分（必着）

#### （3）開札（2度目以降の入札を含む。）の日時及び場所

平成31年4月16日（火） 14時30分

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人中小企業基盤整備機構 2階 2L会議室

## 7. 落札者の決定方法

- (1) 機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。但し、予定価格に対し著しく低い金額により入札が行われた場合にあっては、入札金額内訳等の調査を行った上で落札者を決定する場合はある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうち、機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め 3 回を限度として直ちに再度の入札を行う。但し、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は、再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。

## 8. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 9. 契約書の作成 要

契約書は、2 通作成し、双方各 1 通を保有する。

## 10. 落札者決定に関する通知

落札者を決定したときは、その翌日から起算して 7 日以内に落札者とならなかった入札者に通知する。

## 11. 支払いの条件

毎月の支払いとする。適正な支払請求書を受理した場合には、受理した日から 30 日以内に支払うこととする。

## 12. 契約当事者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役 理事 小出 哲朗

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 7 階

<担当>独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 調達・管理課

## 13. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 14. その他

- (1) 今回の入札を通じて入札者が知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 手続きに関する照会先  
この説明書及び入札手続きの中で質疑等がある場合には、6. (1) に連絡すること。
- (3) 本件入札を入札日前に辞退する場合は、別添入札辞退届兼書類返却届(様式 6)に入札説明書等配布書類一式を添えて 6. (1) の場所に提出(郵送)すること。

<参考：入札に関する諸規程の内容は、インターネットから閲覧できる。>

中小企業基盤整備機構会計規程

中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領

政府調達事務取扱要領

以上 <http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得

<http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/order/index.html>

(様式 1)

平成 年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役  
理事 小出 哲朗 あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

「平成 31 年度書類等運送業務（メール便）」参加資格申請書

上記の件について、参加資格証明書のとおり事実と相違ないことを誓約し申請いたします。

## 「平成 31 年度書類等運送業務（メール便）」参加資格証明書

項目 No.	公募要件	回答※	資料 No.
3- (1)	中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下「要領」という。）第2条及び第3条の規定に該当する者ではないこと。		
3- (2)	中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程 2 2 第 3 7 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。		
3- (3)	<p>中小企業基盤整備機構平成 29・30・31 年度競争参加資格審査において、「役務の提供等：運送（3310）」に登録された者で、ランク「A」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者で「A」又は「B」の等級に格付けされた者は、その資格をもってこの競争に参加できるものとする。</p> <p>・格付けを記入すること 中小機構 格付け _____          全省庁 格付け _____</p> <p>&lt;添付資料：資格決定通知所（写し）&gt;</p>		
3- (4)	<p>貨物自動車運送事業法（平成元年 12 月 19 日法律第 83 号）第 3 条に定める一般貨物自動車運送事業者であること。</p> <p>&lt;添付資料：一般貨物自動車運送事業認可書（写し）&gt;</p>		
3- (5)	<p>運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けている一般貨物自動車運送事業者であること。</p> <p>&lt;添付資料：運送約款（写し）&gt;</p>		
3- (6)	<p>業務上知り得た情報の関係部署外への漏洩を防止するための社内規定・社内体制などの情報管理体制が整備されていること。なお、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より指定されたプライバシーマーク認定付与指定機関により認定され、「プライバシーマーク」の使用許諾を得ている、又は、情報セキュリティに関して、ISMS 認証、ISO/IEC27001 認証 JISQ27001 認証、BS7799 認証のいずれかを有している場合は、上記の要件に換えることができる。&lt;添付資料：認定書等（写し）&gt;</p>		
3- (7)	<p>グリーン購入法における環境物品等の調達の推進に関する基本方針「別紙：輸配送」の判断基準を満たしていること</p> <p>① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤ モーダルシフトを実施していること。</p> <p>⑥ 輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>⑦ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>		

上記 3-(7) ①から⑦については実施の有無がウェブを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

※回答欄には○か×を記載すること。



記入例（1）

（様式3）

平成 年 月 日

※（質問書提出日を記入する）

## 質 問 書

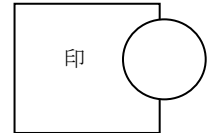
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役

理事 小出 哲朗 殿

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

会社名 株式会社中小商事 印

代表者名 代表取締役 中小太郎



平成31年度書類等運送業務（メール便）に関する質問書を提出します。

質問事項 ①

.....

②

.....

③

.....

## 委 任 状

私は、前田 一郎を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する平成31年度書類等運送業務（メール便）に関し、下記の権限を委任します。

### 記

- 1. 入札に関する一切の件
  - 2. 見積に関する一切の件
  - 3. 開札の立会いに関する一切の件
- その他、委任事項を記入する。
- ★選択すること。

代理人 使用印鑑	前田
-------------	----

平成 年 月 日

※必ず競争参加資格申請済の使用印鑑届出印を押印する。

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号  
委任者 会社名 株式会社中小商事 印  
代表者名 代表取締役 中小太郎 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役

理事 小出 哲朗 殿

入 札 書

(合計) 金. \_\_\_\_\_ 円也

(消費税抜きの金額を記載)

(入札件名) 平成 31 年度書類等運送業務 (メール便)

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所 ※業者登録に記載の会社住所、会社名を記入  
(社印不要)

会社名 株式会社中小商事

氏 名 前田 一郎 (※代理人氏名)

前田

委任状に押印した代理人使用印鑑を押印する。

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役  
理事 小出 哲朗 殿

封筒記入例

表

裏

<p>件名 「平成32年度書類等運送業務（メール便）」に係る入札書</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>契約担当役 理事 小出 哲朗 殿</p>	封 緘	
	代 理 人 氏 名	住 所

封筒様式は表記の内容を記載していれば任意サイズで構わない。  
また、封緘印についても代理人印、社判、封緘印のいずれでも構わない。

平成 年 月 日

## 質 問 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役

理事 小出 哲朗 殿

住 所  
会社名  
代表者名

平成31年度書類等運送業務（メール便）に関する質問書を提出します。

質問事項 ①

.....

②

.....

③

.....

## 委 任 状

私は、  
を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する  
平成31年度書類等運送業務（メール便）に関し、下記の権限を委任します。

### 記

1. 入札に関する一切の件
2. 見積に関する一切の件
3. 開札の立会いに関する一切の件

代理人 使用印鑑	
-------------	--

平成 年 月 日

住 所  
委任者 会社名  
代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役

理事 小出 哲朗 殿

入 札 書

(合計) 金. \_\_\_\_\_ 円也

(消費税抜きの金額を記載)

(入札件名) 平成 31 年度書類等運送業務 (メール便)

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所  
会社名  
氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役

理事 小出 哲朗 殿

## 入札辞退届兼書類返却届

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 小出 哲朗 殿

入札件名： 「平成 31 年度書類等運送業務（メール便）」

上記入札を辞退するとともに、入札説明会において配布を受けた仕様書等について返却いたします。

平成 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 ( )

なお、任意辞退者（機構側より本入札の参加資格がないとされた者以外）にあつては、以下の各項目より辞退に至った理由についてご回答ください。〔該当する項目にチェックをしてください（複数選択可）〕。

### A 競争参加資格について

- ①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかった
- ②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかった
- ③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかった
- ④その他〔具体的にご記入ください〕

### B 業務内容

- ①落札できる見込みがないと判断した  
〔理由〕
- ②仮に受注したとしても、自社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であり、業務を確実に履行できないリスクがあると判断した
- ③仮に受注したとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した
- ④現時点において必要な技術者等が不足しており、契約履行開始までに必要な体制を整えること等が困難と判断した
- ⑤発注ロット（業務規模）が大きく、そもそも受注することが困難と判断した
- ⑥他の受注業務を履行中であり、追加して受注することが困難と判断した
- ⑦その他〔具体的にご記入ください〕

### C 手続関係

- ①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かった
- ②業務の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭だった
- ③契約締結から履行開始までの準備期間が短かった
- ④履行開始から終了までの履行期間が短かった
- ⑤その他〔具体的にご記入ください〕

※本書の提出及び質問事項の回答を理由に以後の入札参加において不利を受けることはありません



## 契約書（案）

1. 件名 「平成 31 年度書類等運送業務（メール便）」
2. 契約金額 別紙単価表によるものとする。
3. 契約期間 平成 31 年 4 月 26 日（契約締結予定日）から平成 32 年 5 月 31 日までとする。
4. 業務期間 平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までとする。

上記の事項について独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「甲」という。）と請負者（以下、「乙」という。）との間に書類等運送業務について、下記の条項により契約を締結する。

### 記

（契約の目的）

第 1 条 乙は、甲が必要とする仕様書に基づく書類等運送業務について、本契約書及び本契約書にその定めのないものについては、乙の約款に基づき、迅速かつ正確に業務を遂行することを目的とする。

（契約保証金）

第 2 条 この契約に係る契約保証金は、全額免除する。

（消費税及び地方消費税）

第 3 条 消費税及び地方消費税は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 議の 83 の規定に基づき算出した額とする。

（契約事項移転の制限）

第 4 条 乙はこの契約事項を、甲の承諾なく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第 5 条 乙は、請負業務の全部を一括して、又は甲が指定する部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（報告義務）

第 6 条 乙は、次の場合ただちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 荷物に事故が発生したとき。
- (2) 荷受人を確知することができないとき。
- (3) 荷受人が荷物の受け取りを怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。
- (4) 天災地変等により、相当の期間運送を中断せざるを得ないとき。

（役務行為完了の通知及び検査）

第 7 条 乙は、役務全部の行為を終えたときは、その旨を直ちに甲に通知するものとし、甲は、通知を受けた日から 10 日以内にその役務行為の成果について検査をするものとする。

（瑕疵担保責任）

第 8 条 甲は、役務行為が完了した後でも瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期間

を定めて、その瑕疵を補修させることができる。

- 2 前項によって瑕疵の補修をさせることができる期間は、前条の役務行為が完了した日から1ヵ年とする。
- 3 乙が第1項の期日までに瑕疵の補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に瑕疵の補修をさせることができる。

(対価の支払)

第9条 乙は、役務行為完了後、契約単価により算出した額を1ヶ月ごとにとりまとめの上、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 甲が、前条第1項に定める約定期間内に対価の支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、その支払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和二十四年十二月大蔵省公示第九百九十一号)で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

(違約金)

第11条 甲は、乙が天災地変、その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに役務行為を終わらせないときは、違約金として当該月の宅配便取扱件数に第2条に定める契約単価を乗じて得た金額に対し、年利5.0%の割合で計算した額を徴収することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災地変、その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに役務行為を終わらないか。又は履行期限までに役務行為を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により解約を申出たとき。
- (3) 本契約に関し、乙又は乙の使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 全各号にさだめるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(不測の事情による契約解除等)

第13条 本契約期間中に、甲において監督官庁の査定、指示等の不測の事情により本業務が縮小、廃止される場合には、甲は、本契約の変更の申し入れ又は解約することができる。

- 2 前項の場合、甲は、本契約の変更又は解約の申し入れについて、変更又は解約しようとする日の2ヶ月前までに、書面をもって乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合には、乙は、これにより生じた損害の賠償を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲より引き渡された荷物の取扱について、乙の責めに帰すべき事由により破損、汚損、紛失、盗難、火災等の事故が生じたときは、乙は乙の約款の定めるところにより、甲に対して損害賠償の責を負うものとする。

- 2 甲は、瑕疵の補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、当該履行日から1ヵ年とする。

(機密保持)

第15条 甲または乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の機密に属する事項について第三者

に漏えいしてはならない。本契約終了後においても、また同様とする。

(個人情報の取扱い)

- 第16条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。
  - 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ個人情報取扱業務の下請負に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
  - 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
    - (1) 甲から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
    - (2) 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 5 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査体制・検査手続等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 6 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
  - 7 乙は、請負業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難な判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、返却・廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
  - 8 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
  - 9 乙は、甲から預託された個人情報以外に、請負業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

10 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、請負業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。

11 本条の規定は、本契約又は請負業務に関連して乙が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、請負義務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なお、その効力を有する。

（契約の公表）

第17条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第18条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項1】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

1 本契約に関し乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1) 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

3 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（損害賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにか

かわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(反社会的勢力の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙の下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

平成 31 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役 理事 小出 哲朗 殿

乙 東京都 区 丁目 番号  
株式会社 代表取締役社長

#### 契約書条文に係る留意事項

本件契約については、請負契約とし、独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第25条に記載の必要と認められる事項を条文化したものであるため、原則条文の加除修正は行わないものとする。

但し、業務履行上特段の事情がある場合については、附則、覚書、特約条項等により対応するものとする。

契約書体裁については、この条文のほか請負要領(仕様書)を添付して製本し甲乙取り交わすものとする。